

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令5-職2〕

### 第1 当審査会の結論

5 諮問に係る下記の表現活動1は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動2は、ヘイトスピーチには該当しない。

### 10 記

#### （表現活動1）

令和5年2月に、大阪市内で行われた、特定の選挙（以下「本件選挙」という。）に係る出馬表明の記者会見（以下「本件表現活動1」という。）

15

#### （表現活動2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件表現活動1を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイト内の特定のウェブページに本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」といい、本件表現活動1及び2を併せて「本件表現活動」という。）

20

### 25 第2 結論に至った理由

#### 1 本件表現活動2の調査審議対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪府に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪府市民局において確認した令和5年4月19日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

35

## 2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

### (1) 申出人

5 本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

### (2) 本件表現活動を行ったもの

10 条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

15 この点、本件表現活動1及び2については、下記3及び4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、いずれも、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

20 よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

## 30 3 本件表現活動1について

### (1) 条例第5条第1項第1号該当性について

35 本件表現活動1は、大阪市内で行われた記者会見であることから、大阪市内で行われたことは明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

### (2) 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1においては、日本全国で1,200億円から1,300億円と言

われている外国人の生活保護のうち、1割強が、250万人都市である大阪市で支給されており、その多くが在日韓国・朝鮮人に支給されているとし、本件選挙の公約として、外国人に係る生活保護施策について述べている。

5 本件表現活動1がなされた時点において、「被保護調査」(厚生労働省)、「生活保護費について」、「生活保護の適用状況など」(大阪市ホームページ)及び参議院予算委員会会議録での特定議員の質問(平成24年3月16日)などの資料は本件表現活動時において一般人が容易に見聞できたことが認められる。本件表現活動1を行った者が、どの統計数値を根拠に述べているか定かではなく、背景・事情等を考慮せずに統計数値や論理のみを恣意的に取り上げている可能性は否めないものの、これらの数字自体については、虚偽とまでは言い切れない。

10 加えて、たとえ独自の意見であったとしても、条例第11条に規定された表現の自由等との関係を考慮すると、特定の人種・民族を排除すべきなどと主張する場合は別として、外国人に係る施策がどうあるべきか、より多くの者が納得できるような在り方について、公の場で議論がなされること自体に関しては許容されるべきである。

15 以上を踏まえると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人を社会から排除すること又は在日韓国・朝鮮人の権利若しくは自由を制限することを目的としていることが認められない。また、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的が明らかに認められない。

20 よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当しない。

### 25 (3) 小括

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

## 30 4 本件表現活動2について

本件表現活動2は、本件動画サイトに本件表現活動1を投稿したものであり、上記3のとおり、本件表現活動1がヘイトスピーチに該当しないことから、本件表現活動2はヘイトスピーチには該当しない。

## 35 5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過  
令和5年度 令5-職2

年 月 日	経 過
令和 5年 5月 26日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 5年 5月 26日	調査審議（論点整理）
令和 7年 11月 10日	調査審議（論点整理）
令和 7年 12月 5日	調査審議（答申案）
令和 7年 12月 22日	調査審議（答申案）
令和 8年 1月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 2月 24日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 2日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）